

帶監査第 109 号
令和 8 年 1 月 20 日

○○ ○○ 様

帶広市監査委員 廣瀬 智
帶広市監査委員 小田切 章裕
帶広市監査委員 大竹口 武光

帶広市職員措置請求について（通知）

令和 7 年 12 月 24 日付で受け付けました帶広市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、次のとおりこれを受理せず却下することと決定しましたので通知します。

記

1 本件請求の内容

本件請求において、請求人は概ね次のとおり主張しているものと解されます。

(1) 公有財産の不当な管理

学校体育館（以下「本件施設」という。）の利用において利用団体間で不均衡な割り当てを行っており、公平な本件施設の管理義務を逸脱していることから、不当な財産管理である。

この結果、公平な利用機会が失われ、公有財産の有効活用が妨げられることにより、市民全体の利益が損なわれているので、本件施設の利用においては、公平な基準による利用再割り当てを行うことを求めるもの。

(2) 根拠のない利用制限による不当な財産管理

市の規則、要綱等に明記されていない「団体間の貸し借り禁止」という理由をもって、本件施設の利用を制限することは、財産管理権限の逸脱に当たり、違法または著しく不当な財産管理行為である。

本件施設において、公平な利用調整が行われないことにより、施設利用の使用料収入や公共的価値の増進が阻害され、結果として市に財産的損害が生じているので、本件施設の利用条件、運用ルールについて公表することを求めるもの。

(3) 財産管理に関する監督義務の懈怠（怠る事実）

本件施設の利用基準について文書による説明を求めたにもかかわらず、正当な理由を示さず回答を行っていないことは、監督義務を怠っている状態であり、公有財産管理の適正性を損ない市に継続的な損害を発生させていることから、財産管理責任が適切に果たされるよう必要な是正措置を講じることを求めるもの。

2 要件審査

本件請求が地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件を満たしているかについて審査を行った結果は、次のとおりです。

(1)住民監査請求の対象となる行為について

住民監査請求の対象は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されています（法第242条第1項）。

中でも、財産の管理に関しては、「住民訴訟の制度は、専ら地方公共団体の公金、財産等に関する財務会計上の違法行為又は怠る事実の是正を目的とするものであつて、行政に対する一般的な監督の制度として、行政上の違法行為一般の是正を目的とするものではないから、住民訴訟の対象とされる「違法な行為又は怠る事実（法第242条の2第1項）」とは、公有財産の財産的価値に着目してその価値を維持保全する財務管理についての違法な行為又は怠る事実をいうものと解すべきであり、公有財産のうち行政財産をその公用又は公共目的に沿つて管理する行政管理に係る行為又はその管理の懈怠は、住民訴訟の対象となり得ないものというべきである。」とされています（平成元年6月23日東京地裁判決）。

(2)帯広市への損害の発生又はそのおそれについて

住民監査請求の制度は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する機能を住民に与えたものであり、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解され、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならないとされています（平成6年9月8日最高裁判決）。

そのため、職員措置請求書には、帯広市にどのような財産的損害が生じ又は生じるおそれがあるかを示す必要があります。

(3)本件請求の審査結果について

上記(1)及び(2)を踏まえ本件請求を審査したところ、請求人は、1の(1)～(3)に記載したとおり、市の財産管理が違法又は不当である旨を主張していますが、その主旨としては本件施設の利用において団体間の不公平な取り扱いを強いられたと指摘しているに過ぎず、当該制度が意図した対象行為、すなわち財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図るといった財産管理行為を指摘したものとは認められないことから、2の(1)の住民監査請求の対象となる行為については、1の(1)～(3)のいずれの主張も財務会計上の行為又は怠る事実と解することはできないものと判断しました。

また、2の(2)の帯広市への損害の発生等については、仮に本件施設の利用機会が団体間で相違している事実により利用機会が減少した団体が生じていたとしても、それによって、市民全体の利益が損なわれることに繋がるのかを、具体的に摘示しているとは認めることができないものと判断しました。

3 結論

以上により、本件請求は、法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を具備していない不適法なものであるので、これを却下すべきものと判断しました。